

実施方針（概要）

予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項

- ・ 法科大学院修了者と同等の学識・能力及び法律実務の基礎的素養を有するかどうかの判定を適切に行うことにより，法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。
- ・ 予備試験が，法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から，それらの人にも公平に新司法試験の受験資格を与えられるよう配慮する必要がある。
- ・ 予備試験が，新司法試験を受験する資格を与える試験であることから，新司法試験との関係にも留意して実施する必要がある。

短答式試験

	試験時間	問題数	配点
法律基本科目 (7科目)	憲法・行政法 : 1時間 民法・商法・民訴法: 1時間30分 刑法・刑訴法 : 1時間	各科目10～15問程度出題 全問解答	各科目いずれも30点満点
一般教養科目	1時間30分	人文，社会，自然，英語の分野から，43問を出題し，その中から，20問を選択して解答	60点満点

論文式試験

	試験時間	問題数	配点
法律基本科目 (7科目)	憲法・行政法 : 2時間20分 民法・商法・民訴法: 3時間30分 刑法・刑訴法 : 2時間20分	各科目1問	各科目いずれも50点満点
一般教養科目	1時間	1問	
実務基礎科目	民事・刑事 : 3時間	各科目1問	民事・刑事につき，それぞれ50点，合計100点満点

口述試験

- ・ 民事と刑事の2分野で行う

司法試験法

第5条第1項

法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として，短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

短答式試験

第5条第2項

短答式による筆記試験は，次に掲げる科目について行う。

- 1 憲法
- 2 行政法
- 3 民法
- 4 商法
- 5 民訴法
- 6 刑法
- 7 刑訴法
- 8 一般教養

論文式試験

第5条第3項

論文式による筆記試験は，短答式試験による筆記試験に合格した者につき，次に掲げる科目について行う。

- 1 前項各号に掲げる科目
- 2 法律実務基礎科目

口述試験

第5条第4項

口述試験は，筆記試験に合格した者につき，法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い，法律実務基礎科目について行う。